

利用料（無償化分）の請求について ~ 幼稚園型一時預かり事業を利用される方へ ~

令和元年10月から幼児教育・保育サービスが無償化となり、お子様が在園する認定こども園・幼稚園で利用した「幼稚園型一時預かり事業（預かり保育）」の利用料の一部が無償化となります。（ただし、市から認定を受けた児童に限ります。）利用した際には、施設に一旦利用料を支払い、後日、園を通じて市へ請求し、給付を受けてください。



認定通知書



幼稚園型一時預かりを利用
+
利用料を一旦園に支払います。



請求書を園に提出



園に支払った利用料のうち、無償化対象費用が保護者に支払われます。

1 請求の手続き

(1) 請求書の記入

請求書作成のため、次の3つの書類をご準備ください。

施設等利用費等請求書（様式第2号）

施設等利用給付認定通知書

特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書 **今回請求する月分のみ**

請求書の各欄に、「施設等利用給付認定通知書」と「領収証兼提供証明書」から該当箇所を転記してください。（詳細は下図を参照）

その他、記入例を参考に請求書を作成していただきますが、請求保護者名は、「施設等利用給付認定通知書」に記載された保護者名を必ず記入してください。

【 施設等利用給付認定通知書 】

施設等利用給付認定通知書	
施設等利用給付認定の申請について、次のとおり認定の決定をしましたので、通知いたします。	
① 認定番号	第 7100×0× 号
② 児童の氏名 及び生年月日	福井 帆まれ 平成26年9月1日 生
③ 保護者の氏名 及び生年月日	福井 一郎 昭和55年12月10日 生
④ 認定区分	施設等利用給付認定・第2号
保育を必要とする事	就労
有効期間	令和3年4月1日 から 令和3年3月31日 まで

【施設等利用費等請求書の記入欄に転記してください】
①、②、④はそのまま記載
③に記載された保護者が請求書に記載する「認定保護者名」となります。

【 領収証兼提供証明書 】

特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書			
【幼稚園型一時預かり事業（預かり保育事業）】			
認定保護者 氏名	フリガナ 氏名	フリガナ 氏名	施設等利用給付認定種類 第2号 □ 第3号
福井 一郎	父	福井 帆まれ	
ただし、特定子ども・子育て支援利用料(令和 年 月分)として			
無償化分として請求する金額は こちらの金額となります。		所在地	福井市大手9丁目××△△ (社)〇〇会
		代表者職	理事長 越ノ国 太郎
		施設・事業所の名称	あじさい福井認定こども園
		代表者職氏名	園長 越前 花子 印
支払額合計	9,500 円	[下記①+②の金額]	
※ (うち、無償化対象額)	8,100 円	[下記①と③を比較し、いずれか低い方の金額と②を比較して低い方の金額] ※10円未満切捨て	
【特定子ども・子育て支援利用料（詳細は内訳書に記載）】 当該月分の利用料(保育料)として		9,000 円 ④	無償化の算定対象

【参考：無償化対象額の考え方】

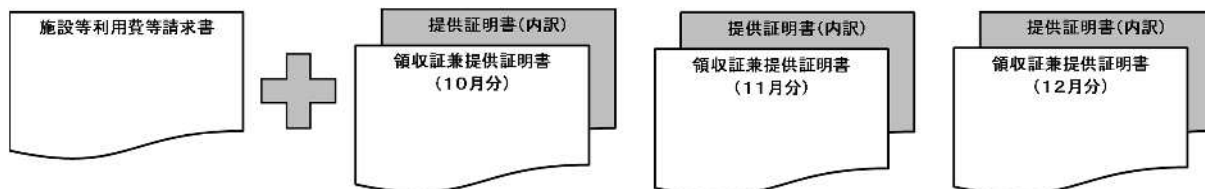
- ア) 国無償化上限月額 **11,300円**（施設等利用給付認定第3号児は**16,300円**）
- イ) 利用日数による月上限額 **450円×月利用日数**
- ウ) 保護者が**実際に支払った月利用料**（給食費や行事参加費などを除く基本利用料のみ対象）

(手順1) ア)とイ)を比較し、低い方の金額が月上限額として確定
(手順2) 手順1で確定した月上限額とウ)を比較し、**低い方の金額が無償化対象額です。**
無償化対象額の算定は月単位で行なう必要があり、利用状況によって金額が変わります。

(2) 必要書類の提出

請求書の記載内容に誤りがないか確認後、下記の必要書類をセットで園に提出してください。
(園が設定する提出期限内に必ず提出してください。)

「施設等利用費等請求書」+「領収証兼提供証明書(提供証明書(内訳))」



(注) 添付書類の「領収証兼提供証明書(提供証明書(内訳))」は原本の添付が必要です。

無償化費用の振込先口座が確認できる通帳の写し

初めて無償化費用の請求を行う場合や、前回請求時の振込先口座を変更する場合には、**口座名義人と口座番号**が確認できる**通帳の写し**を必ず添付してください。



2 無償化費用請求の年間スケジュール

幼稚園型一時預かり事業の無償化費用の請求は、年4回、下図のスケジュールで実施します。

利用月	10月～12月			1月～3月			4月～6月			7月～9月		
請求月			1月			4月			7月			10月
振込予定月			2月			5月			8月			11月

請求書は、各園が指定する日までに提出が必要ですが、領収証の発行が請求書提出期限に間に合わない場合は、次回の請求機会でも請求することが可能です。

(例) 12月分領収証の発行が翌1月の月末であって、1月請求書提出期限である1月15日に間に合わない場合 10月・11月分を1月に請求し、12月分は次回4月に請求

3 認定内容に変更があった場合

施設等利用給付認定通知書に記載された内容に変更がある場合は、すみやかに園を通じて市に届け出てください。変更の手続きが遅れると、請求が間に合わず、支払いが次回請求時になる可能性がありますので、ご注意ください。

問合せ先 福井市子育て支援課
〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号
TEL: 0776-20-5270
FAX: 0776-20-5490